

要 望 書

令和 5 年 8 月 2 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

公益社団法人 千葉県看護協会
会 長 寺 口 恵 子

医療・介護ニーズが増大し 8,800 人の看護職員不足が推計されている 2025 年は目前となりました。看護職員需給推計については、地域の実情に応じた地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在是正などの観点を踏まえ、医師の需給推計方法と整合性を図りつつ検討されました。引き続き看護職不足は全国的な課題であり、本県においても地域別偏在・領域別偏在など検討すべき重要な課題について丁寧な議論を実施し、団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年に向けた社会情勢も含めた第 8 次医療計画への反映も必要となります。加えて、近年の広範囲にわたる災害への対策、新型コロナウイルス感染症対策など県民の生命と生活を脅かす緊急事態が継続しており、医療・看護に対する期待が大変大きい中、看護職不足は深刻な問題です。特に、3 年にもわたる新型コロナウイルス感染症への対応においては、過酷な勤務環境の中、心身ともに限界に近い状況でも、保健・医療・福祉（介護）など全ての領域で看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）はそれぞれの役割を果たすべく、使命感を持って看護活動に従事しました。その功績を認められて、看護職員処遇改善評価料の新設や国家公務員医療職俸給表（三）級別標準職務表の見直しなどにつながりましたが一部の看護職に限られている状況です。

少子超高齢多死社会に向けて、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速し、ますます増加する医療依存度の高い在宅療養者や障がい者への支援、社会を支える次世代の子どもたちの健全な育成が求められています。この課題を解決するためには、在宅療養者・障がい者・子育て世代と、専門職や地域住民、自治体等が協働して支える地域共生社会を目指すしくみとして、「全世代を対象とした地域包括ケアシステム」の構築が必要であり、災害対策・感染症対策も該当するものと考えます。

本協会においても、働き方改革や地域包括ケアの推進、健康危機管理対策など社会の動向を見据え、看護職が果たすべき役割を見極めながら、看護の専門性を発揮し、県民の健康な生活を支えるべく、「地域における看護職の定着・確保」「質の高い看護の提供の構築・推進」「全世代の健康を支える看護提供体制の構築・推進」「地域における健康危機管理体制の強化」「組織基盤の強化」を重点事業とし、会員の総力を結集して進めてまいります。

よって、令和 6 年度予算の編成に当たり、以下の事項について御配慮賜りますよう、要望いたします。

要 望 事 項

地域における看護職の定着・確保の推進

1．看護職のヘルシーワークプレイス（処遇改善他）の推進

- 1) 医療勤務環境改善支援センター事業の充実を図るための周知徹底、実態調査の実施とその結果を踏まえた処遇改善と離職防止
- 2) 看護補助者の処遇改善・確保への支援
- 3) 看護職のハラスメント対策（訪問看護等在宅支援含む）の実施
- 4) 24時間対応の病児病後児保育所受入数の増員・院内保育所の増設・拡充への支援、保育園等保育時間の延長・学童保育の年齢引き上げの市町村への働きかけ等の支援、保育費用の助成
- 5) 新卒看護師の免許早期交付のための申請手続きのスピード化

2．看護学生の臨地実習体制の整備

- 1) 看護学生受け入れ訪問看護ステーション等への助成
- 2) 実習環境整備の推進と助成（感染症対策を含む）

3．看護学生への就学継続のための経済的支援

- 1) 就学資金貸付単価額の増額
- 2) 学費支援を目的とした県立看護師等学校養成所の定員増

4．准看護師の教育環境の確保と進学コースの存続

質の高い看護の提供体制の構築・推進

1．看護の質向上を目的とした研修の開催と教育環境の整備

- 1) 生涯を通じて専門性を高めるために必要な知識・技術の習得研修の実施への支援
- 2) 保健師のキャリア形成を目的とした現任教育体制の整備の推進者である統括保健師の配置
- 3) 看護の質の向上と県内定着のための県立大学大学院の設置

2. 専門分野における質の高い看護職の育成と処遇

- 1) 特定行為研修修了者、専門・認定看護師、認定看護管理者の資格修得に係る受講料・宿泊費用・交通費等の費用等への助成の継続・拡大
- 2) 上記資格修得に係る奨学資金の創設
- 3) 特定行為研修、専門・認定看護師教育機関の県内設置
- 4) 県立大学大学院設置による質の高い看護職の育成

3. 看護基礎教育4年制化を見据えた体制整備について（国への要望）

4. 医療機関における医療安全推進体制の強化

- 1) 医療安全推進者として医療安全大会や医療安全地区担当者交流会（研修）の費用負担による共同開催

全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築の推進

1. 訪問看護総合支援センターの設置

- 1) 有識者・関係機関等で構成する、訪問看護総合支援センター設置の推進に係る検討の推進
- 2) 訪問看護ステーションの課題調査の実施

2. 地域包括ケアシステムの構築の推進

- 1) 地域における多職種連携の推進（看・看ケアマネ連携を含む）
- 2) 小児や障がい者、高齢者等の退院支援システムの強化
- 3) 医療的ケア児や精神障がい者など在宅療養支援システムの構築
- 4) ライフステージに応じた地域包括支援システムの構築

3. 地域包括ケアシステムを推進するための環境整備

- 1) 地域包括の中心的役割を担う統括保健師配置・増員のための市町村への働きかけ
- 2) 地域包括を担う自治体保健師の人員不足の解消、産休・育休を見込んだ中長期的な計画的な人員確保
- 3) 母子のための地域包括ケア病棟開設・運営の推進と子育て世代包括支援センターにおける助産師と市町村の連携強化
- 4) 訪問看護に係る IT 環境整備等への費用補助

災害・感染症に対する体制の整備

1．災害に対する対策の整備

- 1) 円滑な災害支援のための協定の見直しや引き続き有識者会議構成員としての参画などによる連携の強化
- 2) 災害対策を担う看護職の人材育成への支援

2．新興感染症に対する対策の整備

- 1) 新興感染症拡大時に対策を推進するための協定締結
- 2) 感染症看護専門看護師・感染管理認定看護師等を増員するための支援
- 3) 公衆衛生を担う保健師の増員のための人材育成の体制整備と離職防止対策の実施
- 4) 感染症対策にかかる地域ネットワーク体制構築につながる事業の推進と実施にかかる費用への補助金など財政支援

看護機能発揮のための連携・組織基盤の強化

1．各職能の専門性を活かした政策提案と推進への協力

- 1) 看護問題検討のための専門部署の設置と管理職の配置
- 2) 訪問看護を担当する部署の設置

要望事項詳細

地域における看護職の定着・確保の推進

人口10万対の看護職数は全国と比較すると低位であり、2025年には約8,800人の看護職不足が推計されている本県では、看護職の定着・確保対策は喫緊の課題である。全国的な社会情勢として高齢者が増加し、医療・看護の場は在宅へと拡大する一方で、少子化により看護職を目指す子どもたちの減少が想定される中、看護の道に進む人材の確保、県内就職率のアップにつながるような取組が必要である。

このような状況から、看護職不足解消の対応策として、支援対象年齢を若年層に拡大して看護の魅力を伝え、看護職を目指す子どもたちの増加を図る必要がある。引き続き看護学生の県内定着の体制を充実・強化し、併せて離職防止や潜在看護職の再就業支援等、実効性の高い戦略を検討しながら実践を継続する必要がある。

よって、看護学生の就学支援と県内定着、働き続けられる環境づくりについて引き続き支援をいただきたい。

1. 看護職のヘルシーワークプレイス（処遇改善他）の推進

看護職は、夜勤・交代制勤務等の労働負荷に加えて、時間外勤務が常態化しており、有給休暇の取得も困難など、厳しい労働環境が続いている。看護の専門性ややりがいの担保のために、タスク・シフティングやタスク・シェアリングによる業務分担を有効に生かし、仕事と家庭の両立が困難となる看護職の離職を予防することが必要である。本協会では、働き続けられる職場環境の整備としてワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、取組施設では一定の成果を得ている。しかし、県内医療機関の多くを占める中小規模病院等の施設では多様な働き方を推進するための人員確保が必要となる等課題が多く、県の医療体制整備を推進するために実態把握による実態に即した改善への支援を医療勤務環境改善支援センターに期待しているところである。

一方、看護職の勤務環境では、病院内での患者や訪問看護時の利用者・家族からのハラスメントが問題とされている。また、電話相談では職場の同僚や上司からのハラスメントに関する事案が増えつつあり、退職理由として人間関係によるものも増加している。

また、新規採用者が、専門職としての自覚と責任を持つためには、入職時から看護師免許の交付を受けていることが必要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 医療勤務環境改善支援センター事業の充実を図るための周知徹底、実態調

査の実施とその結果を踏まえた処遇改善と離職防止

- 2) 看護補助者の処遇改善・確保への支援
- 3) 看護職のハラスメント対策（訪問看護等在宅支援含む）の実施
- 4) 24時間対応の病児病後児保育所受入数の増員・院内保育所の増設・拡充への支援、保育園等保育時間の延長・学童保育の年齢引き上げの市町村への働きかけ等支援、保育費用の助成
- 5) 新卒看護師の免許早期交付のための申請手続のスピード化

2. 看護学生の臨地実習体制の整備

県内での看護師等学校養成所数の増加に伴い、看護の基礎教育の重要な柱である臨地実習施設の確保が厳しい状況にある。コロナ禍においては、直接患者に接することが困難であり、各看護師等学校養成所において学校内での演習で補うなど様々な工夫がなされていたものの、十分とは言えない現状にあった。専門職を育成する上では、感染症に対応する確かな知識を持った上で臨地実習に臨み、実際の対応を習得することも必要とされる。さらに、医療・看護の現場における、急性期から慢性期、病院と地域等切れ目のない体制の実際を学ぶ上でも中小規模病院や訪問看護ステーション等での実習が必要である。看護の臨地実習は、学内で学んだ知識・技術等の統合を図り、看護実践能力を習得する極めて重要な機会であり、コロナ対応が変更されたことにより効果的な臨地実習が期待できる。

また、看護学生は就業先として、臨地実習施設を選択することが多く、県内就業の推進や訪問看護師を目指す者の増員のためにも実習施設の確保、新たな実習施設の拡大は重要である。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 看護学生受入れ訪問看護ステーション等への助成
- 2) 実習環境整備の推進と助成（感染症対策を含む）

3. 看護学生への就学継続のための経済的支援

看護系大学が増える中、大学で学ぶ学生の学費等の経済的負担も増している。あわせて、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的に不安定な中、本来であれば看護職として活躍を期待できる学生が、保護者の収入減など経済的な問題により就学を継続できず退学せざるを得ない場合があると聞いている。看護学生の就学を容易にし、県内における看護職の確保及び質の向上に資するためには修学資金の貸付額の増額や学費の安い公立の看護師等学校養成所の定

員数の増加等の経済的支援によって、看護学生が安心して勉学に集中できるよう、以下の事項について制度の拡充を図られたい。

- 1) 就学資金貸付単価額の増額
- 2) 学費支援を目的とした県立看護師等学校養成所の定員増

4. 准看護師の教育環境の確保と進学コースの存続

准看護師養成停止が実現するまでの間は、准看護師養成校の教育環境の確保、並びに県立看護専門学校等、進学コースとなる2年課程は存続されたい。

また、県内に就業しながら資質向上を目指すことができるよう、通信制看護学校の新設等の支援を願いたい。

質の高い看護の提供体制の構築・推進

看護職は、質の高い医療・看護を提供することによって、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。そのため、生涯を通じて、安全で安心な専門性の高い看護の知識・技術の修得に努めるとともに、多様化する時代や社会のニーズに応えるため、学会や研究・調査等を通して、より専門性が生かせる看護開発への取組を進めていく。

よって、質の高い看護の提供体制の整備について、支援をいただきたい。

1. 看護の質向上を目的とした研修の開催と教育環境の整備

医療技術は日進月歩で発展している。看護職は生涯を通じて、可能な限り最新の医療情報をキャッチし、習熟しながら知識や技術を研鑽することが、質の高い看護の提供につながるるとともに、医療安全の上からも肝要である。

地域においては、各市町村及び県（保健所等）との連携において保健師の現任教育を推進しているが、採用後数年までの経験の浅い保健所保健師の中には、感染症対策に専従していたことにより本来の地区活動を未経験の者もあり、指導者である中堅保健師が少ない中での人材育成を余儀なくされている現状がある。

平成25年4月発の、厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の活動について」では、「地域における保健師の保健活動に関する指針」として、統括保健師の役割を保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うと規定している。看護職の役割を果たし専門職としての力を発揮するには、統括保健師の役割の発揮により、各個人のキャリア形成を見据えた人材育成が必須であり、現任教育推進の役割を担う統括保健師の配置により推進することができる。

また、県立大学の充実を図り優秀な看護職を県内に定着させることで看護の質の向上を図ることが可能となる。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 生涯を通じて専門性を高めるために必要な知識・技術を習得するための研修の実施への支援
- 2) 保健師のキャリア形成を目的とした現任教育体制の整備の推進者である統括保健師の配置
- 3) 看護の質の向上と県内定着のための県立大学大学院の設置

2. 専門分野における質の高い看護師の育成と処遇

2015年に特定行為の研修制度が施行され、一定の研修修了看護職が医療行為の一部を手順書によって実践している。これまでも、がん、感染、精神、糖尿病、認知症、救急、訪問看護等に精通した専門看護師や認定看護師が育成・輩出され、災害・感染症対策においても県民に質の高い看護を提供している。それには、専門・認定看護師の役割を十分に発揮できるようにコーディネートする認定看護管理者の役割が大きく、看護職の定着・確保の推進及び医師のタスク・シフティングやタスク・シェアリングにもつながっており、成果を上げているところである。

一方で、県内には養成施設が少なく養成には時間を要することから、資格取得に係る時間や費用の負担から退職を余儀なくされる場合もある。令和4年度から県の対策として、所属職員の特定行為研修受講者の受講料等を補助する施設への補助金制度が創設されたが、まだまだ拡大が必要な状況である。県内の医療水準・公衆衛生の向上を図るためにも、専門分野における質の高い看護職の育成は重要であり、広く支援（千葉県病院局と同程度の）を拡大した育成の推進が必要と思われる。

さらに、県立大学への大学院設置による専門看護師の養成や認定看護師育成コースの設置など、大学機能の充実による質の高い看護職の育成と県内定着が可能となる。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 特定行為研修修了者、専門・認定看護師、認定看護管理者の資格修得に係る受講料・宿泊費用・交通費等の費用等への助成の継続・拡大
- 2) 上記資格修得に係る奨学資金の創設
- 3) 特定行為研修、専門・認定看護師教育機関の県内設置
- 4) 県立大学大学院設置による質の高い看護職の育成

3. 看護基礎教育4年制化を見据えた体制整備について（国への要望）

少子超高齢多死社会において、看護職には患者・家族等の個別ニーズへの対応や、入院時から在宅での生活を予測する支援、さらには在宅での看取りまでを視野に入れた総合的な看護が求められている。一方、これまでの看護基礎教育は、科目数は増やしてきているものの、総時間数は増やさずこれらに対応してきた。しかしながら、これからは、より複雑・多様化した対象者が急増し、臨床推論力や在宅領域の実践力をベースにした総合的な看護力が求められる。

こうしたことから今後の社会ニーズに応えるには、教育時間数の増加は不可欠であると考え。加えて、この度の新型コロナウイルス感染症拡大のような事態が起きた場合など、3年制では実習で十分な学びを得られないまま卒業し、看護職として就業することになるが、4年制であれば教育時間の確保は可能である。

よって、看護基礎教育年限を3年から4年に延長していただくよう、国に要望していただきたい。

4. 医療機関における医療安全推進体制の強化

2015年10月から医療事故の再発防止を目的とした医療事故調査制度が始動している。県民に安全で質の高い医療を提供することは、医療者の最も重要な使命であるとともに、県民と医療者との信頼関係の醸成にも大きく貢献するものである。

よって、各医療機関における医療安全推進体制の強化や組織的な取組について、引き続き支援をいただきたい。

- 1) 医療安全推進者として医療安全大会や医療安全地区担当者交流会（研修）の費用負担による共同開催

全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会を背景に全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築が求められている。増え続ける医療・介護のニーズ、子どもの健全な育成に対応するためには、地域の実情や対象に応じた地域包括ケアシステムの構築が必要である。

また、2019年の県内広範囲に被害のあった災害や新型コロナウイルス感染症などの問題は全世代に及び、地域全体で対応しなければならない。そのためには、不足している訪問看護師・保健師の確保（増員）・育成、臨床における看護師と訪問看護師による看・看連携の強化、高齢者や医療的ケア児、障がい者の退院支援システムの構築、多職種との連携による支援の組織化を進めていく必要がある。

よって、以下の事項について実施されたい。

1. 訪問看護総合支援センターの設置

2022年6月現在の県内における訪問看護ステーション数は553ヶ所、人口10万人対8.8ヶ所で、5年間で215ヶ所増えている。一方、訪問看護師数は、2020年10月1日現在2,878人で、2018年に比較して1年間で292人増加しているものの、令和2年度在宅医療実態調査では常勤換算5人未満の小規模事業所が約5割を占めている。小規模事業所では就業する看護職の就労状況により、開業しても休止・廃止する事業所も少なくない。全国的にも人口10万人当たりの訪問看護師数は下位の状況にある。医療介護確保促進法に基づく令和4年度千葉県計画では、訪問看護推進事業の目標値として令和5年に訪問看護従事者数3,574人を掲げており、達成するには更なる従事者の増加が求められる。在宅医療・看護の担い手である訪問看護ステーション、訪問看護師を確保し、定着させるためには、現状・課題の調査を実施し、県内の訪問看護を総合的に検討し、機能の充実を図るための拠点を設置する必要がある。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 有識者・関係機関等で構成する、訪問看護総合支援センター設置の推進に係る検討の推進
- 2) 訪問看護ステーションの課題調査の実施

2. 地域包括ケアシステムの構築の推進

少子超高齢多死社会の進展に伴い、医療は病院完結型から地域完結型への移行が加速化し、医療的ケア児や認知症、精神障がい者等、医療と介護の両方の支援を必要とする在宅療養者(児)が増加している。

県として、地域単位で、働く場を超えた多職種間の連携・協働をベースに、その連携を県民や関係機関の協働へと拡大し、支援ネットワークへと発展させていくことが求められる。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 地域における多職種連携の推進(看・看ケアマネ連携を含む)
- 2) 小児や障がい者、高齢者等の退院支援システムの強化
- 3) 医療的ケア児や精神障がい者など在宅療養支援システムの構築
- 4) ライフステージに応じた地域包括支援システムの構築

3. 地域包括ケアシステムを推進するための環境整備

高齢者社会の未来を支える子どもたちの健全育成まで拡大した「全世代を対象とする地域包括ケアシステム」は、まさに地域づくりであり、全世代を対象として地域で看護技術を提供する自治体保健師・訪問看護師、医療機関と地域をつなぐ助産師・看護師等に加え、関係多職種との連携と環境整備により推進する必要がある。地域における看護職の活躍が期待される一方で、近年の長期化するコロナ禍による心身の負担の影響を受け、保健師の休職・離職による人材不足が続いている。この度の新型コロナウイルス感染症への対策を契機に、感染症法の改正と、改正感染症法等を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により、健康危機管理体制を確保するために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置することが求められることとなった。

また、国の施策として IT 化が進められる中、令和 6 年 5 月から訪問看護レセプトのオンライン請求が開始されることとなっている。一方で、公費申請書類等の手続き事務の IT 化は進まず、事務簡素化には結びついていない現状があり、職員数の少ない小規模事業所では大きな負担となっている。地域包括を支える訪問看護の環境を整備することが地域包括ケアシステムを推進することにもつながるものと思われる。

よって、以下の事項について実施されたい。

- 1) 地域包括の中心的役割を担う統括保健師配置・増員のための市町村への働きかけ
- 2) 地域包括を担う自治体保健師の人員不足の解消、産休・育休を見込んだ中長期的な計画的な人員確保
- 3) 母子のための地域包括ケア病棟開設・運営の推進と子育て世代包括支援センターにおける助産師と市町村の連携強化
- 4) 訪問看護に係る IT 環境整備等への費用補助

災害・感染症に対する体制の整備

近年、地球温暖化に起因すると思われる自然災害は広範囲に甚大な被害が多発し、未知の感染症の全国的な蔓延など、予測のつかない健康危機管理への対応は緊急かつ重要な課題であり、平常時から備える必要がある。

県の方針の明確化と情報提供、関係各機関等の緊密な連携と情報共有など、有事に向けた協定の締結や引き続き緊急時の有識者会議の構成員として看護職が参画できる体制整備を推進することが急務である。

よって、以下の事項について実施されたい。

1. 災害に対する対策の整備

台風や線状降水帯によるゲリラ豪雨など自然災害による健康被害はいつでもどこでも起こりうる問題であり、迅速な対応をするためには自治体や関係機関等との情報共有・連携が重要となる。また、災害に対応できる専門的かつ最新の知識技術を習得している看護職を育成することが重要である。

よって、以下の事項について支援をいただきたい。

- 1) 円滑な災害支援のための協定見直しや引き続き有識者会議構成員としての参画などによる連携の強化
- 2) 災害対策を担う看護職の人材育成への支援

2. 新興感染症に対する対策の整備

世界的に交流が頻繁な社会情勢の中、新興感染症が拡大する機会が増えており、国際空港を持つ本県においては、常に感染症拡大の危険にさらされている。

新型コロナウイルス感染症等新興感染症への対応においては、公衆衛生の最前線である保健所や感染症対策に従事する保健師が活躍できる体制整備が重要であるが活動の中心である中堅保健師の長期化するコロナ禍による休職・離職の影響で人材育成は実施できない現状が課題となっている。平常時からの自治体や関係機関等との連携の強化と、有事においても高度で専門的な知識を有する感染管理認定看護師等の看護職が機能を十分に発揮し役割を果たせるように体制の構築・整備が必要である。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 新興感染症拡大時に対策を推進するための協定締結
- 2) 感染症看護専門看護師・感染管理認定看護師等を増員するための支援
- 3) 公衆衛生を担う保健師の増員のための人材育成の体制整備と離職防止対策の実施
- 4) 感染症対策にかかる地域ネットワーク体制構築につながる事業の推進と実施にかかる費用への補助金など財政支援

看護機能発揮のための連携・組織基盤の強化

1. 各職能の専門性を活かした政策提案と推進への協力

本協会は保健師・助産師・看護師・准看護師のすべての看護の職能が所属

する唯一の職能団体であり、県全体及び地域のニーズを把握して特徴に合わせた地域密着型の地区部会活動で県民の健康を守る活動を実施している。

2025年、2040年を展望する課題への的確な対応を進めていくため、社会の状況、医療・介護の現状の課題、国の政策・施策の動向を踏まえて、千葉県・各市町村等の自治体、関係団体等との連携を強化し、県民の健康・生活を守る政策の推進に努める必要がある。

よって、以下の事項について推進していただきたい。

- 1) 看護問題検討のための専門部署の設置と管理職の配置
- 2) 訪問看護を担当する部署の設置